

令和5年度 省令等改正説明会の質問と回答

質問 1	<p>今回の省令等改正について外為令別表 8 項(1)(2)が改正されていますが、規制緩和されて①8 項の機微品目の仕様に関する記載がなくなり 8 項に該当する貨物の技術やプログラムへの規制になった、②対象となる実効テラ演算の数値が引き上げられたことの 2 点が改正点との認識でよろしいのでしょうか。</p>
回答 1	<p>外為令の 8 の項 (2) については、いわゆるはみ出し技術を規定しており、規制対象となる閾値を 15 実効テラ演算から 24 実効テラ演算へ緩和しています。</p> <p>また、外為令 8 の項 (1) (2) のいずれも、デジタル電子計算機及び部分品の技術につき、WA の SL (機微品目リスト) から削除されたことを踏まえ、条文の整理を行っています。</p>
質問 2	<p>経済産業省の HP に掲載されている、「貨物・技術のマトリクス表」の貨物・技術の合体マトリクス表についてです。 12 項(2) 貨物等省令第 11 条第 10 号ハで、「超電導式推進機関又は永久磁石を用いた電気推進機関であって、…」から「超電導式推進機関であって、…」への変更の改正が反映されていないと思います。貨物のマトリクス表は改正が反映されていました。ご確認いただきたくお願いいたします。</p>
回答 2	<p>ご指摘を踏まえ合体マトリクス表を修正しました。</p>
質問 3	<p>法令改正の包括許可マトリックスの規定ぶりでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物等省令第 20 条第 1 項で規制されるところの加重最高性能が 70 実効テラ演算を超えるデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品 ・貨物等省令第 20 条第 2 項第五号で規制されるところの加重最高性能が 15 実効テラ演算超 70 実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品 <p>に該当する技術の「い地域①」、「と地域②」を仕向地とした役務取引に対して、特別一般包括役務取引許可を適用することが可能でした。</p>

	<p>今般の法令改正により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物等省令第20条第1項で規制されることの加重最高性能が70実効テラ演算を超えるデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品 ・貨物等省令第20条第2項第五号で規制されることの加重最高性能が24実効テラ演算超70実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品 <p>のいずれも、特別一般包括役務取引許可が適用可能な仕向地は「い地域①」に限られており、「と地域②」を仕向地とする役務取引に関しては、特別一般包括役務取引許可が適用できなくなり、規制が強化されたように見受けられます。</p> <p>今般の法令改正により、特別一般包括役務取引許可の適用可能な範囲を「い地域①」に限定した考え方についてご教示ください。</p>
<p>回答 3</p>	<p>デジタル電子計算機及び部分品（改正後の貨物等省令第7条第3号ロ・ハ及び第20条2項1号・2号）については、貨物・技術ともに「と地域②」について、特定包括許可の適用として、引き続き、厳格な取り扱いを要することとしたものです。</p> <p>なお、「と地域②」向けの貨物にあっては、従前、包括許可の適用を認めていなかったところ、これを緩和し、今般の改正により貨物・技術の包括適用の範囲を同一としました。</p>
<p>質問 4</p>	<p>①特別一般包括役務取引許可の実績報告書について、暦年分を翌年1月末日までに報告するよう包括取扱要領が改正されましたが、当該改正の施行日は24年2月1日であり、施行時点で24年1月末を過ぎております。23年1月から12月までの実績報告はいつまでに行えばよいでしょうか？</p> <p>②今年に限っての実績報告の臨時措置が行われるのであれば（例えば、23年1月—12月の実績報告は、輸出者等・自己管理チェックリストの提出日に、一緒に提出すること等）あらためて明示していただきたい。</p>
<p>回答 4</p>	<p>①本改正内容をご指摘のとおり、令和6年2月1日より施行となるため、本年の報告分（令和5年1月1日～同年12月31日）は、改正前の期間にご提出ください。</p>

<p>回答 4 (続き)</p>	<p>②移行期の措置につきましては、追ってHPにて周知の予定です。</p> <p>(令和6年2月1日、掲載)</p> <p>『【注意】R5.12.1 公布、R6.2.1 施行「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正に伴う実績報告書の提出時期について』</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/shourei/hokatsuchui.pdf</p>
<p>質問 5</p>	<p>包括許可取扱要領（別表4）（6）につきまして、暦年分を翌年1月末日までに報告する旨改正されましたが、包括許可取扱要領 VII 2項（実績の報告等）に規定されていない理由をご教示いただけますと幸いです。今後VII 2の方にも規定される予定はありますでしょうか？</p>
<p>回答 5</p>	<p>特別一般包括許可の中でも、特別一般役務許可の設計・製造に係る技術提供に限定されるものであったことから、当該部分のみに記載していたところで、現時点においてはご指摘の部分に記載を行う予定はないが、ご意見を踏まえて今後検討していきたい。</p>
<p>質問 6</p>	<p>他の包括制度と統一を図る意図は理解できますが、特別一般包括役務取引許可の実績報告時期は、設計・製造技術に限定されるとはいえ、多くの企業が有している包括許可であり、翌1月末締め切りでの報告は企業への負担が大きいと考えます。少なくとも翌2月末、できれば3月末の報告としていただきたい。</p>
<p>回答 6</p>	<p>ご認識のとおり、輸出者等概要・自己管理チェックリストと併せて当該実績報告書を求めていたが、特別一般包括輸出許可等の他の包括における、実績報告書の平仄が取れてない状況であったところ。提出いただくタイミングを含めて、貨物・技術の両方共に統一的に管理いただくことは適切と考えられることから、ご理解いただきたい。</p>